様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えぬてぃーえぬかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 ＮＴＮ株式会社  （ふりがな）うかい　えいいち  （法人の場合）代表者の氏名 鵜飼　英一  住所　〒530-0005  大阪府 大阪市北区 中之島３丁目６番３２号  法人番号　3120001048981  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画「DRIVE NTN１００」Final説明会資料  ②　統合報告書（NTNレポート２０２５） | | 公表日 | ①　2024年 5月31日  ②　2025年 9月30日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞IR情報＞経営方針：中期経営計画  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/findata/mtermplan2024.pdf  　22ページ  ②　当社ホームページトップ＞IR情報＞IR資料室：NTNレポート（統合報告書）  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/annual/ntn\_report2025.pdf  　42ページ | | 記載内容抜粋 | ①　重要施策/経営基盤の変革　ｰデジタル活用による利益創出  デジタル活用の基本方針：  ・基幹システムの機能強化による業務コスト削減  ・データドリブン環境の整備による客観的かつ迅速な意思決定  ・先端テジタル技術活用による業務効率向上と業務精度向上  ②　中期経営計画の重要施策として、「デジタル技術の活用による利益創出」を掲げ、すべての部門においてデジタル技術の活用を進めています。2024年度にはICT戦略部の主導のもと「NTNグローバルICT戦略」（対象期間：2024年度～2029年度）を策定し、最新技術の活用により、 “稼ぐ力”を強化しています。  2024年度には「NTNグローバルICT戦略」を策定し、新たな情報基盤をベースに8つの重点DX施策を推進してい ます。国内のみならずグローバルにおいても最新のデジタル技術を活用し、業務の効率化、コスト削減、業務精度の向上、迅速かつ的確な意思決定の実現などDXの加速を図ります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議を経て公表  ②　取締役会決議を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　中期経営計画「DRIVE NTN１００」Final説明会資料  ②　統合報告書（NTNレポート２０２５）  ③　NTN広報ニュース：組織変更のお知らせ | | 公表日 | ①　2024年 5月31日  ②　2025年 9月30日  ③　2023年 3月17日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞IR情報＞経営方針：中期経営計画  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/findata/mtermplan2024.pdf  　22ページ  ②　当社ホームページトップ＞IR情報＞IR資料室：NTNレポート（統合報告書）  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/annual/ntn\_report2025.pdf  　42ページ  ③　当社ホームページ＞ニュース＞広報ニュース：２０２３年＞組織変更に関するお知らせ  　https://www.ntn.co.jp/japan/news/press/news202300019.html | | 記載内容抜粋 | ①  重要施策：経営基盤の変革　ｰデジタル技術の活用による利益創出  販売・管理領域における具体的な戦略  ・グローバル各地域の基幹系システム統合  ・データ分析に基づくリードタイム短縮やコスト削減  ・AIによる予測、検索、資料作成の効率化  研究・開発領域における具体的な戦略  ・AIを活用した解析システムによる開発期間の短縮  ・センターによる状態監視や異常検知サービスの拡大  生産・調達領域における具体的な戦略  ・スマートファクトリーの拡張によるライン作業の自動化・省人化  ・スマートデバイス活用による生産性向上  デジタル人材育成  ・従業員のデジタル・リテラシー向上のためのリスキリング  ・先端デジタル技術活用のための高度デジタル人材の確保と育成  情報セキュリティの継続的強化  ・工場内や製品、サプライチェーン全体へのセキュリティ対策拡大  ・NTN-CSIRTのグローバル展開とセキュリティ教育の強化  ②　2024年度には「NTNグローバルICT戦略」を策定し、新たな情報基盤をベースに8つの重点DX施策を推進しています。国内のみならずグローバルにおいても最新のデジタル技術を活用し、業務の効率化、コスト削減、業務精度の向上、迅速かつ的確な意思決定の実現などDXの加速を図ります。  8つの重点DX施策:  目的：最新デジタル技術の安全・安心な活用による「稼ぐ力」の強化  1. 基幹システムの機能拡張 2. 基幹システムの定期更新 3.データドリブン経営の促進 4. AIによる業務効率向上  5.セキュリティ対策のグローバル展開 6.セキュリティ対策の対象拡大 7.デジタル人材の育成 8. ICT運用保守コストの削減 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会決議を経て公表  ②　取締役会決議を経て公表  ③　取締役会より承認権限を委譲された経営会議で承認 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　統合報告書（NTNレポート２０２５）  　42ページ  ③　NTN広報ニュース：組織変更のお知らせ  　1.本社部門の再編 | | 記載内容抜粋 | ②　DX施策、推進の体制の記述：  ICT戦略部が全社DX施策を立案し、販売や研究・開発、生産など各部門と連携して施策を実行しています。  DX推進のためのデジタル人材育成に関する記述：  デジタル技術活用のカギとなるのは「ひと」であり、社内のデジタ ル人材の育成は重要な課題です。当社は「ビジネス人材」と「ICT人 材」の両方のスキルを兼ね備えた「デジタル人材」とさらに高度なスキルを有する「高度デジタル人材」の育成を進めています。従来より ICT戦略部やCAE開発研究所、生産技術本部、基盤技術研究所などがデジタル技術の研修を行っており、2025年度にはこれらの研 修を取り入れた「デジタル人材教育体系」を全社の人材育成プログラムに設ける計画です。  ③　全社のDX推進を統括するため、これまでの「情報企画部」を「ICT戦略部」と改称し、役割の強化を行いました。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ②　統合報告書（NTNレポート２０２５）  　42ページ | | 記載内容抜粋 | ②　中期経営計画の重要施策として、「デジタル技術の活用による利益創出」を掲げ、すべての部門においてデジタル技術の活用を進めています。2024年度にはICT戦略部の主導のもと「NTNグローバルICT戦略」（対象期間：2024年度～2029年度）を策定し、最新技術の活用により、“稼ぐ力”を強化しています。  2024年度には「NTNグローバルICT戦略」を策定し、新たな情報基盤をベースに8つの重点DX施策を推進しています。国内のみならずグローバルにおいても最新のデジタル技術を活用し、業務の効率化、コスト削減、業務精度の向上、迅速かつ的確な意思決定の実現などDXの加速を図ります。  当社はDXに向けて、老朽化した基幹システムを新たな情報基盤にて全面的に再構築し、長年にわたり利用してきた レガシーシステムを完全に撤廃しました。従来バラバラだった業務プロセスやシステムを統合・標準化し、同じシステム を用いてタイムリーに精度が高く粒度の揃ったデータの活用を可能としました。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　統合報告書（NTNレポート２０２５）  ②　中期経営計画「DRIVE NTN１００」Final説明会資料  ③　2025年3月期決算短信 | | 公表日 | ①　2025年 9月30日  ②　2024年 5月31日  ③　2025年 5月16日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページトップ＞IR情報＞IR資料室：NTNレポート（統合報告書）  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/annual/ntn\_report2025.pdf  　20ページ、42ページ  ②　当社ホームページトップ＞IR情報＞経営方針：中期経営計画  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/findata/mtermplan2024.pdf  　22ページ、30ページ  ③　当社ホームページトップ＞IR情報＞IR資料室：決算短信  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/fin/2025q4j.pdf  　30ページ | | 記載内容抜粋 | ①　20ページ：  マテリアリティの目標と2024年度の実績  製品・サービスの信頼性向上（品質保証・安定供給）  目標：グループ全体における情報セキュリティ対策強化  2024年度実績：情報セキュリティ監視体制（NTN-CSIRT）の海外拠点への展開開始  42ページ：  中期経営計画の重要施策として、「デジタル技術の活用による利益創出」を掲げ、すべての部門においてデジタル技術の活用を進めています。 　2024年度にはICT戦略部の主導のもと「NTNグローバルICT戦略」（対象期間：2024年度～2029年度）を策定し、最新技術の活用により、 “稼ぐ力”を強化しています。  生産調達：「見える化」によって、生産性の向上を実現。和歌山製作所では、生産計画の自動化とリードタイム短縮、在庫削減を実現  ②　22ページ  重要施策/経営基盤の変革　ｰデジタル技術の活用による利益創出  情報セキュリティの継続的強化  ・NTN-CSIRTのグローバル展開とセキュリティ教育の強化  30ページ  5.資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応  【ROE向上に向けて】  2027年3月期：売上高8,300億円以上、ROE8％、棚卸資産回転率4.5回転  （上記指標にデジタル技術の活用による利益創出を含む）  ③　2025年3月期実績  棚卸資産：244,367百万円、棚卸資産回転率：3.4回 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 9月30日 | | 発信方法 | ①　統合報告書（NTNレポート２０２５）  　当社ホームページトップ＞IR情報＞IR資料室：NTNレポート（統合報告書）  　https://www.ntn.co.jp/japan/investors/pdf/annual/ntn\_report2025.pdf  　9,10ページ | | 発信内容 | ①　代表執行役社長より、DX推進の取り組み例として以下を発信  9ページの記載  サステナブル社会構築に向けて、軸受ライフサイクルマネジメントに取り組んでいます。これは軸受の選定から納入、使用、監視、分析、交換から運用保守に至るまで、設備の安定稼働を支えるための支援サービスです。  例えば「しゃべる軸受」は、センサーを軸受に内蔵して状態を監視し、軸受の振動、温度、回転数から設備の状態を「見える化」することで予期せぬ停止を未然に防ぎます。現在はプロモーション期間として、発電所など24 時間フル稼働が求められる現場で、モーターの作動状況を常時モニタリングするサービスを無償提供しています。これにより収集・解析されたデータは、将来的に補修品の事前準備や予防保全につながり、重要な社会インフラやお客さまのラインの安定稼働に貢献します。  風力発電においては、CMSを活用した24時間監視体制を国内で多数展開しており、AIによる解析も導入済みです。お客さまとデータを共有し、異常発生時は迅速に対応することでサービス料をいただく新たなビジネスモデルを構築しています。今後、「しゃべる軸受」を含むデータが一定規模に達した際は、軸受のサブスクリプション型サービスを拡大してまいります。  10ページの記載  近年、急速に注目を集めている生成AIについては、販売・管理領域においては予測、検索、資料作成の効率化に活用しています。また研究・開発領域では、AI解析システムによる開発期間の短縮に取り組み、MBD（モデルベース開発）によりハブベアリング設計の計算工数を削減しました。さらに生産・調達領域においては、スマートファクトリーの拡張によるライン作業の自動化や省人化を推進し、実際に和歌山製作所において各種データの見える化による生産活動の変革に結びつけています。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2022年 7月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施している。本申請の際に「DX推進指標」の自己診断フォーマットを添付する。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2020年 2月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | NTNは、情報セキュリティ管理体制を整備すると共に、以下、組織的・人的・技術的安全管理措置の取り組みを推進  組織的安全管理措置：  ・NTNグループの基本方針として「情報セキュリティ基本方針」を制定  ・情報セキュリティ関連規程類の整備  ・情報セキュリティインシデントの未然防止と、インシデント発生時の被害の最小化、迅速な復旧のための対応体制「NTN-CSIRT」を整備  人的安全管理措置：  ・国内全役職員の情報セキュリティリテラシー向上のため、定期的なeラーニングによる情報セキュリティ教育や不正メール対応訓練を実施  技術的安全管理措置：  ・「重要データの保護と復旧対応の迅速化」と「被害を最小限に止める検知、被害を未然防止する防御」の観点でセキュリティ強化を随時実施 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。